



建設技能者マネジメントスキル向上 特別講習を受講のみなさま

**本日講習を受講いただいた方は、能力評価レベル判定の申請手数料と
キャリアアップカードの更新手数料が無料になります！**

○能力評価申請の前に建設キャリアアップシステムへの登録が必要

能力評価の申請にあたっては、建設キャリアアップシステムへの技能者登録が必要です。まだ登録が完了していない方は、まずは建設キャリアアップシステムへの登録(有料)をお願いします。

システムへの登録料・・・インターネット申請の場合：2,500円

郵送・窓口申請の場合：3,500円

登録が完了しますと、建設業振興基金において登録内容の審査(約2～3週間程度)を経て、登録基幹技能者にはゴールドカード、それ以外の方にはホワイトカードが送付されます。その上で、改めてレベル2以上の能力評価を申請していただくことで色付き(ブルー、シルバー、ゴールド)のキャリアアップカードが交付されます

↓↓↓建設キャリアアップシステムへの新規登録はコチラから↓↓↓



建設キャリアアップシステム

<https://www.ccus.jp/>



○能力評価の申請方法

ホワイトカードを入手された方は、実務経験や資格に応じて、ホワイトのキャリアアップカードをブルー(レベル2)、シルバー(レベル3)、ゴールド(レベル4)のカードへ更新することが可能です。

色付きのカードに更新するためには、職種毎に各団体が定めている能力評価基準(別添参照)に基づく実務経験・資格をいずれも満たしていることを証明していただく必要があります。

下記の書類をご準備いただき能力評価実施団体へ能力評価の申請をお願いします。

<申請に必要とされる主な書類>

- ① 能力評価申請書 兼 キャリアアップカード(レベル2以上)交付申請書(様式1)
- ② 経歴証明書(様式2、3)
- ③ 保有している資格を証明できる書類
- ④ 技能者IDが確認できるもの(キャリアアップカードの写しなど)
- ⑤ 本講習の修了証の写し

手数料無料でカードの更新をするためには、本講習の修了証が必要です。修了証は大切に保管してください。また、能力評価の申請は本講習受講後1ヶ月以内にお願ひします。(本事業は予算枠に達し次第終了となりますので申請はお早めにお願ひします。)

※皆様のお手元にカードが届くのは、レベル判定に関するシステム運用開始後(来年3月頃を目処)となる見込みです。

建設キャリアアップシステムの登録からカード(レベル2以上)交付までの流れ

①まずは建設キャリアアップシステムへの技能者登録を行ってください。
(一人親方の方は、事業者登録も必要となります。)



②登録が完了するとホワイトカードがお手元に届きます。
(登録基幹技能者でゴールドカードをお持ちの方は、レベル4とみなされますので、以下の手続きは不要です。)



③レベル2、レベル3、レベル4に必要な就業日数※1、保有資格(別添参照)の条件を満たしているかご確認ください。



④レベル2、レベル3、レベル4の条件を満たしている場合は、能力評価申請書(様式1)、経歴証明書(様式2または様式3)を作成してください。



⑤添付資料※2(保有資格を証明できる書類(資格証書など)、本講習の終了証の写し、キャリアアップカードの技能者IDが確認できる資料(カードの写しなど))を準備ください。



⑥能力評価申請書、経歴証明書、添付資料を別添の申請先に送付ください。



⑦審査完了後、色付きのカードがお手元に届きます。

(注)申請方法(紙での郵送やメールでの送付など)や申請書・経歴証明の様式、添付資料は団体毎に異なる場合がございますので、申請手続きを行う前に必ず各団体のホームページをご確認ください。

非会員の方でも申請可能ですので、該当する職種の能力評価実施団体に申請してください。

また、非会員の方において、能力評価実施団体が複数ある職種につきましては、いずれの団体に申請していただいても結構です。

※1. 就業日数について

- 能力評価に必要となる就業日数には、『過去(建設キャリアアップシステム登録前)の就業期間』も含めることが可能です。
- 『過去(建設キャリアアップシステム登録前)の就業期間』は、原則として最長でも建設キャリアアップシステムに登録されている最も古い資格の取得月から現在までの期間となります。
- 過去の就業期間を証明するためには、現在所属している事業者の証明が必要ですので、経歴証明書を作成し所属事業者の証明を受けてください。(様式2)
- 一人親方などの場合は、能力評価実施団体が審査します。(様式3)
- 最も古い資格の取得月が確認できる書類(資格証書などの写し)も能力評価申請書と併せて提出してください。
- 詳しい経歴証明の方法につきましては、各能力評価実施団体へお問い合わせください。

※2. 添付資料

- 各レベルに必要な資格を保有しているかの確認を行うために資格証書の写しなどを能力評価申請書と併せて提出してください。
- レベル3、レベル4になるためには、原則として下位の資格も保有する必要がありますので、能力評価基準で定めている全ての資格を証明できる書類が必要となります。
- 建設キャリアアップシステムに登録した際に付与される技能者IDの確認を行うために、技能者IDが記載されているカードの写しなどを能力評価申請書と併せて提出してください。

所属事業者による代行申請を行う場合には、申請書に代行者名、申請者との関係、事業者IDを記載いただくとともに、代行申請に同意する旨の申請者本人の押印が必要です。

見 本

受付番号 AX010025

講習修了証

建設 太郎 殿

あなたは、令和元年度国土交通省「建設技能者マネジメントスキル向上特別講習」を受講し修了したことをここに証します。

令和元年 11 月 3 日

一般財団法人 建設業振興基金

理事長 佐々木 基

建設技能者マネジメントスキル向上特別講習 問い合わせ先一覧表

建設技能者マネジメントスキル向上特別講習を受講する皆様へ

本講習及び講習修了証についての質問は下記の（一財）建設業振興基金のマネジメントスキル向上特別講習窓口へお問い合わせください。

レベル判定基準及び申請書類等の質問については各判定実施団体にお問い合わせください。

1.本講習及び講習修了証についてのお問い合わせ先

（一財）建設業振興基金 経営基盤整備支援センター TEL：03-5473-4572（土・日・祝日除く 9:00～12:00、13:00～17:30）		
---	--	--

2.レベル判定申請先及びレベル判定基準、申請書類等についてのお問い合わせ先

対象職種	判定実施団体	電話番号
鉄筋	（公社）全国鉄筋工事業協会 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-9-6（田中ビル 4F）	03-5577-5959
型枠	（一社）日本型枠工事業協会 〒105-0004 東京都港区新橋 6-20-11 新橋 IK ビル 1 階	03-6435-6208
機械土工	（一社）日本機械土工協会 〒110-0015 東京都台東区東上野 5 丁目 1 番 8 号（上野富士ビル 9F）	03-3845-2727
左官	（一社）日本左官業組合連合会 〒162-0841 東京都新宿区払方町 25-3	03-3269-0560
内装仕上	（一社）全国建設室内工事業協会 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-5-10 神田ビル 4 階	03-3666-4482
	日本建設インテリア事業協同組合連合会 〒102-0083 東京都千代田区麴町 3 丁目 5 番地 柳田ビル 4F	03-3239-6551
	日本室内装飾事業協同組合連合会 〒105-0003 東京都港区西新橋 3-6-2 西新橋企画ビル 8F	03-3431-2775

防水	(一社) 全国防水工事業協 〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農業ビル 6F	03-5298-3793
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合 〒108-0014 東京都港区芝 5-13-16 三田文銭堂ビル 2F	03-3454-6990
建築大工	(一社) 全国中小建築工事業団体連合会 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-8-3 第五篠原ビル 2 階	03-5643-1065
	(一社) J B N ・ 全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-4-10 京橋北見ビル東館 6 階	03-5540-6678
	全国建設労働組合総連合 〒169-8650 東京都新宿区高田馬場 2-7-15	03-3200-7911
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-1-9 京橋北見ビル西館 7F	03-3537-0287
	(一社) 日本スーパーフォー建築協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 16 番 17 号 虎の門センタービル 8 階	03-5157-0831
	(一社) 日本木造住宅産業協会 〒106-0032 東京都港区六本木 1-7-27 全特六本木ビル WEST 棟 2 階	03-5114-3010
	(一社) 日本ログハウス協会 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 1F	03-3588-8808
	(一社) プレハブ建築協会 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2 丁目 3 番 13 号 M&C ビル 5 階	03-5280-3121
サッシ・ カーテンウォール	(一社) 日本サッシ協会 〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 7 階	03-6721-5934
	(一社) カーテンウォール・防火開口部協会 〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 7 階	03-6459-0730

会員の方は上記団体に申請ください。

非会員の方も申請は可能ですので、上記の該当する対象職種の団体に申請ください。

複数団体ある職種につきましては、いずれかの団体に申請ください。

とび職種は近日中の認定を予定しておりますので、最新情報についてはホームページでご確認ください。